

(3) 法人活用の効果

- ・所得の分散により毎年の所得税等の節税ができます。
- ・設立直後は甲野太郎様の個人の財産が増加しますが、将来の相続までの期間の留保金額の蓄積を抑制することにより、相続財産の圧縮につながります。

①毎年の所得税等の節税額

計算の詳細および条件については、後頁「法人化シミュレーション」をご参照ください。

法人設立による節税効果

(単位:円)

区分	給与総額 (年間)	納税額					節税効果 (Iと比較)
		法人	太郎様	花子様	一郎様	合計	
I 現状(個人で賃貸)	360万円		6,866,800	171,600	28,100	7,066,500	
II 法人で賃貸(1)	600万円	3,954,900	567,100	120,500	3,000	4,645,500	△ 2,421,000
II 法人で賃貸(2)	840万円	2,924,800	769,700	221,800	3,000	3,919,300	△ 3,147,200

・法人化により年間約242～314万円の節税につながります。

ただし、法人への家屋の移転にあたり登録免許税・不動産取得税が約850万円発生するため、約3年間は節税効果が減殺されます。

なお、法人から支給する給与の額を年間840万円以上にすると、納税額はさらに少なくなりますが、法人にその原資がないため、実際にはこの水準が限度となります。

法人設立による手残金額の増減

(単位:円)

区分	給与総額 (年間)	手残金額					増減 (Iと比較)
		法人	太郎様	花子様	一郎様	合計	
I 現状(個人で賃貸)	360万円		7,507,515	2,228,400	1,171,900	10,907,815	
II 法人で賃貸(1)	600万円	3,230,861	6,195,220	1,941,796	1,031,532	12,399,409	1,491,594
II 法人で賃貸(2)	840万円	1,523,257	7,023,768	2,871,644	1,031,532	12,450,201	1,542,386

・法人化により年間約149～154万円の手残金額の増加につながります。

なお、上記のとおり登録免許税・不動産取得税が約850万円発生するため、それを回収するために5年程度を要します。